自治体向けセミナー

環境省

GFCをめぐる最近の動向と環境省の化学物質管理政策

化学物質管理から始めるネイチャーポジティブへの第一歩

2026年11月

環境省　大臣官房　環境保健部　化学物資安全課
水銀・化学物質国際室

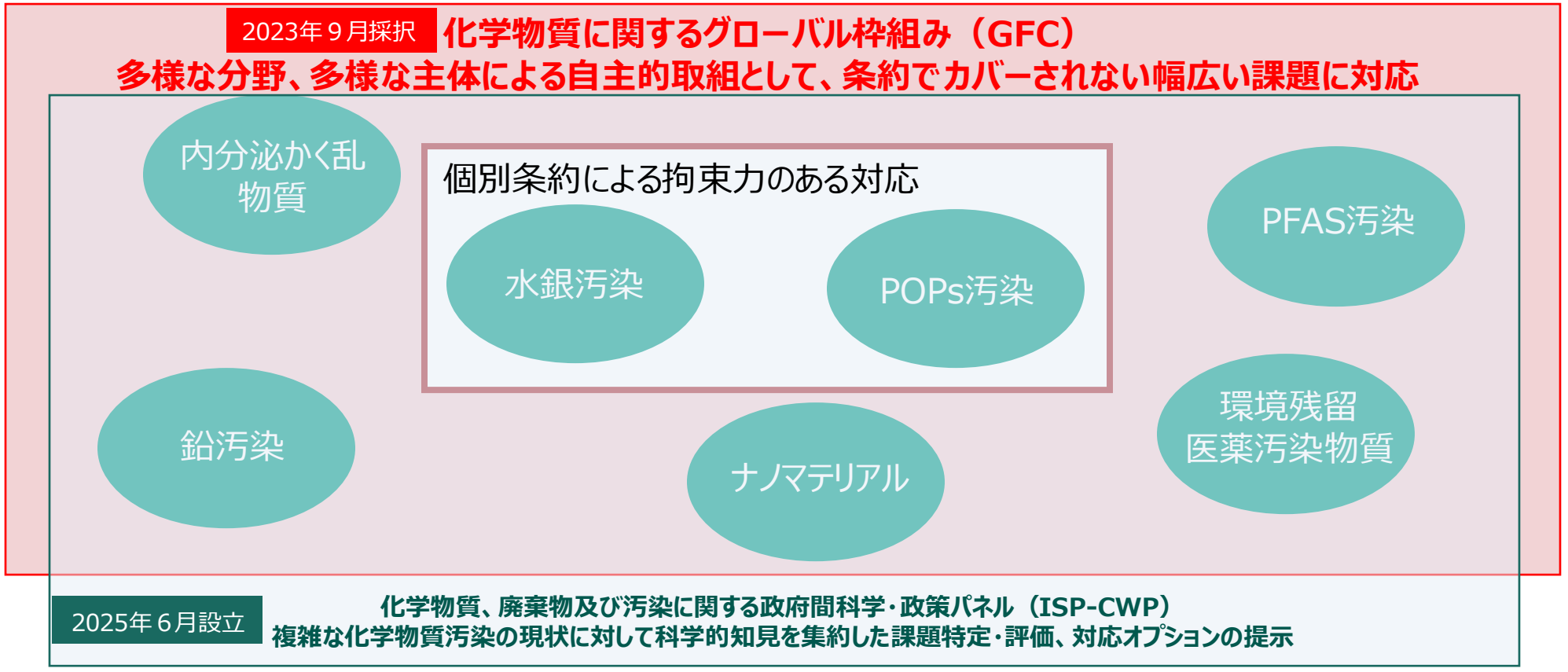
目次

1. 化学物質に関するグローバルなの枠組み（GFC）について
2. GFC国内実施計画と各主体の貢献
3. ネイチャーポジティブと持続可能な化学物質管理

2020年以降の国際的な化学物質管理の全体像

■ 経済のグローバル化が進む中、化学物質やそれを含む製品は、様々な国で製造・使用され、貿易で移動するため、その管理は国際協力と協調が不可欠。

【2020年以降の国際化学物質管理の全体像】



関係国際機関による技術ガイダンス・標準化等

OECD テストガイドライン・ガイダンス文書等

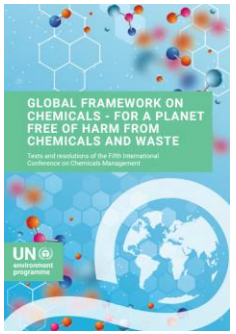
国連 有害性分類・ラベルの調和（GHS）

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）について

環境省

■ 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択された、2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組み。2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の後継となる。

■ マルチ・セクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチ・ステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組み。



GFCの目的

環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること

- **３つの世界的危機**（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対応するための連携と調整を強化
- **持続可能な化学**への移行を促進
- より安全で持続可能な製品に関する**イノベーションを促進**
- GFCは**2030年アジェンダ（SDGs）**の達成にも貢献

GFCの概要

- **５つの戦略的目的**とそれを実現するための**28の個別ターゲット**を設定。
  - A：法的枠組み等の整備
  - B：情報共有
  - C：懸念事項
  - D：革新的取組
  - E：意思決定
- 実施に当たっての**メカニズム、懸念課題の特定、能力形成**方法を設定。
- 資金確保に関する統合アプローチ（**化学物質管理の主流化、民間部門の関与、基金の活用**）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツールを導入した進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組み**を設置。

- 日本は、アジア・太平洋地域フォーカルポイントとして、地域内コンサルテーションの実施や地域ウェビナーの開催など貢献。
- 国内では、 2024年4月に設立した**GFC関係省庁連絡会議**や、「化学物質と環境に関する政策対話」においても議論を行いつつ、**GFC国内実施計画を策定。**国際的にも優良事例としてナショナルフォーカルポイントガイドラインに掲載された。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）と国内実施計画

環境省

【国際】 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 2023年9月 ICCM5で採択（SAICMの後継）

目的：化学物質と廃棄物の有害な影響の防止・最小化 **マルチセクター×マルチステークホルダーの自主的枠組み**

5つの戦略的目的

- **A 法的枠組み・能力構築**
- **B 知識・データ・情報**
- **C 懸念課題への対応**
- **D 安全な代替・持続可能な解決策**
- **E 実施の強化**

↓ **戦略的目的に沿って化学物質管理政策を整理・推進**

【国内】 日本の環境政策

第六次環境基本計画(2024年5月閣議決定)
化学物質管理政策を、GFCの戦略的目的に沿って整理・推進

第五次循環型社会形成推進基本計画(2024年8月閣議決定)
GFCに基づき、材料・製品中の化学物質情報を可能な限り入手可能とする取組を推進

参考URL：https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf

↓ **各国政府が関係者と協議し「国家行動計画」を策定**

【国内】 化学物資に関するグローバル枠組み国内実施計画（2025年4月 策定・公表）

2024年4月 設置
GFC関係省庁連絡会議

→ **2025年2月 意見聴取**
「化学物質と環境に関する政策対話」での意見・国民コメントを反映

→ **2025年4月 策定・公表**
GFC国内実施計画

特徴① ライフサイクル全体をカバー
製品・廃棄物を含む化学物質を対象

特徴② 多様な主体の関与
マルチセクター・マルチステークホルダー

特徴③ 国の施策を中心に整理
地方公共団体・事業者・国民・民間団体に期待される役割も記載

特徴④ 政策対話の成果を反映
政策対話で集約・整理された各主体の取組を付属書Aに反映

参考URL：https://www.env.go.jp/content/000311366.pdf

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画の概要

■GFCは、2023年9月に採択された、化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な新たな国際枠組み。
■本国内実施計画は、GFCの我が国での実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、GFCの戦略的目的・ターゲットに基づき政府の今後の具体的な取組事項を整理したもの。
■2024年４月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見やパブリック・コメントによる国民からの意見を踏まえながら検討を進め、2025年4月に策定・発表した。

本計画の目標（ビジョン、戦略的目的）

GFCのビジョン
”安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ”

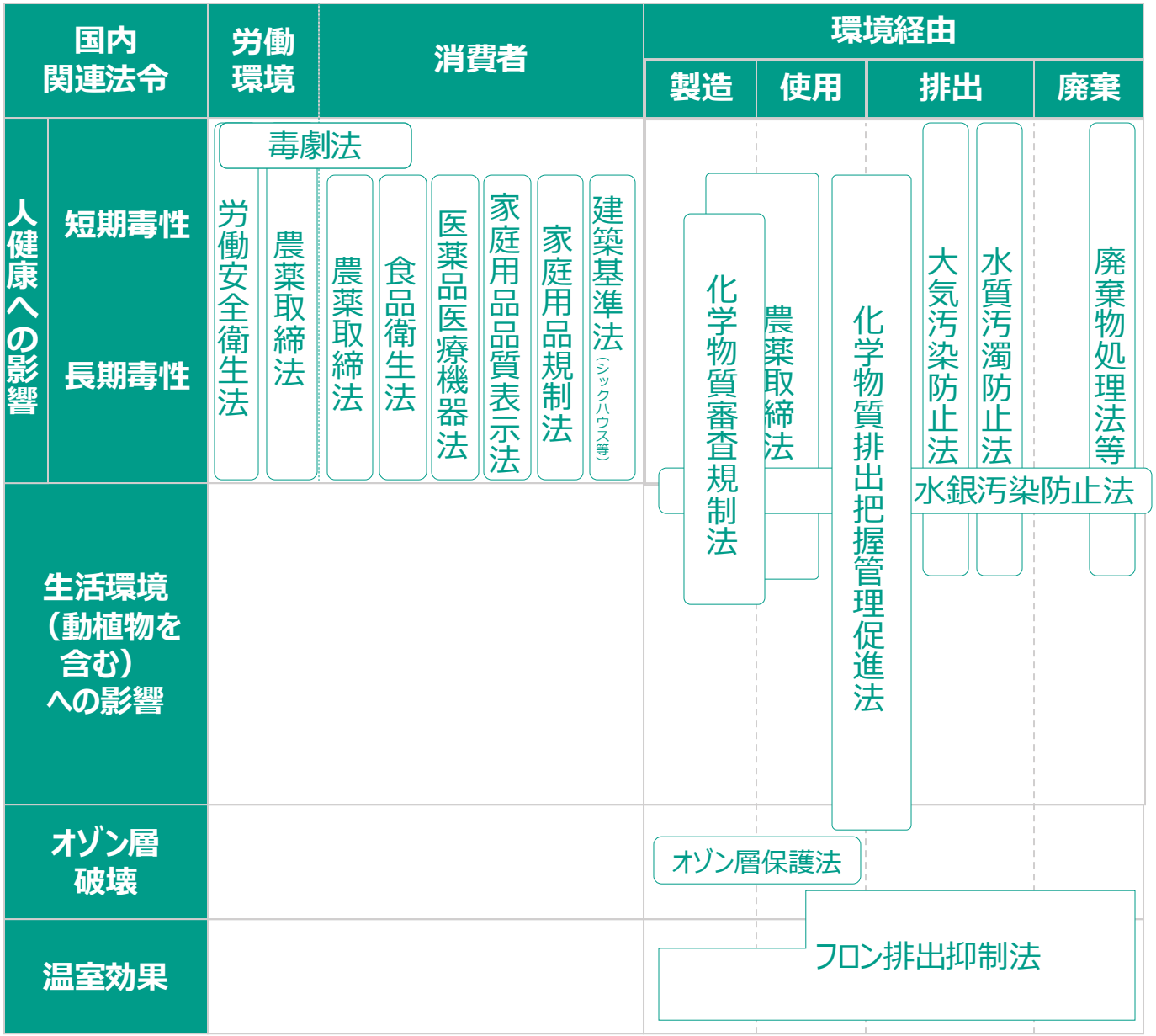
戦略的目的A	戦略的目的B	戦略的目的C	戦略的目的D	戦略的目的E
法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装	知識・データ・情報の生成・公開・アクセスの確保	懸念課題の特定・優先化・対応	安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装	リソース動員・パートナーシップ・能力強化

具体的な取組事項（政府の施策・方向性）

戦略的目的A	戦略的目的B	戦略的目的C	戦略的目的D	戦略的目的E
✓法的枠組みの整備・実施 ✓不法貿易・取引の効果的な防止 ✓国内禁止物質の輸出規制 ✓中毒センターの利用とリスク防止・研修 ✓高有害性の農薬の段階的廃止・代替	✓化学物質データ・情報の生成・利用 ✓材料・製品中の化学物質情報の利用 ✓排出・生産データ ✓ガイドライン等利用 ✓教育・研修・啓発 ✓GHSの実施 ✓モニタリング及び監視データ生成・利用	✓懸念課題に対する作業プロセス及び計画の確立・実施	✓安全な代替等による生産の奨励 ✓持続可能な解決策、安全な代替の優先 ✓安全・持続可能な農業慣行への支援 ✓化学物質・廃棄物管理戦略の作成 ✓労働安全衛生・環境保護措置の確保	✓適正管理の主流化 ✓部門間・主体間パートナーシップとネットワークの強化 ✓資金特定・動員 ✓資金ギャップの特定・検討 ✓管理コストの内部化 ✓他の環境・保健・労働指針とのシナジー

目標達成に向けた関係主体（地方公共団体、国民、NPO・NGO、学術・研究機関、労働者、事業者）との連携

我が国の化学物質管理体系



国際協定

- 危険物の輸送に関する国連勧告
- 廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約（ロンドン条約）
- 船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978 年の議定書（マルポール条約）
- オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書
- 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約（バーゼル条約）
- 職場における化学物質の使用における安全に関する条約（ILO第170号条約）
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）
- 2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約
- 水銀に関する水俣条約
- 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）

具体的な施策の展開-国内実施計画の戦略

GFCビジョン“安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ”

戦略的目的A	化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装
戦略的目的B	意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス
戦略的目的C	懸念課題の特定・優先化・対応
戦略的目的D	便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装
戦略的目的E	リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び関連意思決定プロセスへの統合を通した実施の向上

関係主体の役割	
国	法制度整備・普及・啓発、教育、対話等の機会の充実、マルチセクター／ステークホルダーによる取組の基盤整備
地方公共団体	法令・条例の施行等、事業者による化学物質管理の促進、リスクコミュニケーションの促進、事故・災害対応
国民	化学物質のリスクに関する情報へのアクセスと理解、生活で使用する化学物質リスクを回避するための行動
NPO・NGO	化学物質に関する情報提供やアドバイス、国民・事業者・行政等の各主体による活動のつなぎ手としての役割
学術研究機関	学術的・専門的な知見の充実、客観的かつ信頼できる科学的情報の提供、政策決定や各主体の取組を支援
労働者	作業現場での法令遵守、安全と健康の確保、事業者等が講ずる措置への協力、災害の未然防止
事業者	事業実施時の法令遵守、自主的な化学物質の評価・管理、情報提供、地域住民との対話、危険・有害情報の提供

GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献①

付属書A	化学物質と環境に関する政策対話の中で、GFCに関連して各主体が取り組んでいる事項、今後取り組みを予定している事項等を収集し、「GFC国内実施に向けた各主体の主な貢献」としてとりまとめ。

【事業者に関連する項目を抜粋】

※要約版。詳細は環境省HPをご参照ください。
https://www.env.go.jp/chemi/gfc.html

ターゲットの概要		具体的な取組事項
A3	企業によるライフサイクルを通じた措置	• ライフサイクル全体を通じた自主的な化学物質の管理、成果の公表、社会との対話を行う「レスポンシブル・ケア」活動の推進（産業界）
B2	材料や製品中化学物質情報の利用	• サプライチェーン全体を通した化学物質情報伝達システムの構築・運用（chemSHERPA, IMDS）（産業界） • 製品中の化学物質に関する情報（管理対象物質の含有情報、安全性等）の作成、管理、公開（GPS/JIPS, GADSL 等）（産業界） • 製品中の化学物質成分情報の開示に関する自主基準の制定（産業界）
B4	有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用	• 製品含有化学物質の管理に関するガイドラインの策定・公表（産業界） • 化学物質リスク評価支援ポータルサイトの公開・管理（JCIA BIGDr）（産業界） • 企業による自社製品の安全性の継続的な評価の推進（産業界）
B5	教育・研修・市民啓発	• 企業による自社製品の情報公開・リスクコミュニケーション（産業界） • 化学物質管理に関するセミナー・フォーラム、ポスターコンテスト等の開催（産業界）
B6	GHSの実施	• 製品表示に関する取り組み（GHS の自主的試行、安全図記号の自主基準化）（産業界）
B7	モニタリング・監視データ生成・提供	• 自主的環境モニタリング・リスク評価及びその結果の公開（産業界）

GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献②

ターゲットの概要		具体的な取組事項
D1	サステナブルケミストリー・イノベーション	• 自主認定制度等によるサステナブル・ケミストリー、資源効率推進に貢献する製品の開発・推進（産業界） • プラスチック容器削減目標の設定・実施による資源効率推進（産業界） • 容器等の製品環境配慮設計の自主基準・ガイドラインの策定・推進 （産業界）
D3	金融アプローチ・報告基準の適用	• 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界） • サステナブルケミストリーと資源効率推進に向けた投資を促進する投融資（金融界）
D4	研究・革新プログラム	• 助成事業を通じた研究支援（Long-range Research Initiative）（産業界）
D7	労働安全衛生慣行と環境保護措置確保	• 職場における化学物質リスクアセスメントの実施（産業界） • 職場におけるすべての労働者に対する安全衛生教育の実施（産業界）
E2	部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク	• ステークホルダー間の連携検討会の立ち上げ・推進（産業界） • 国際学会、工業会等を通じた取組の情報発信（産業界） • アジア地域を含めた海外機関とのパートナーシップ構築（産業界）
E3	資金の特定と動員	• 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界） • 投資のみならず間接金融を通じたインセンティブとするための啓発活動（21 世紀金融行動原則等）（金融界）
E4	資金ギャップの特定・検討	• ICCA ASEAN Regulatory Cooperation Project (ARCP) を通じた能力形成活動（産業界）

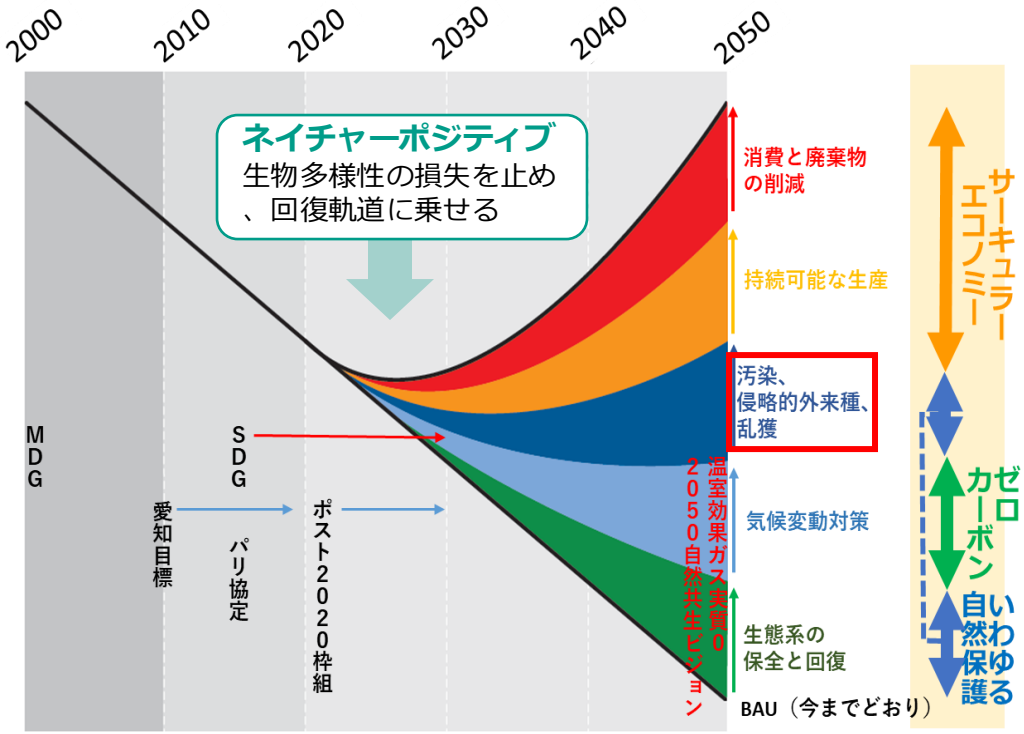
ネイチャーポジティブとは

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方

2030年ミッション



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第５版(GBO５)（2020）

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる

ネイチャーポジティブ
（自　然　再　興）
の考え方

化学物質管理と生物多様性の関連事項

環境省

- 2022年に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）では、**2030年までに農薬及び有害性の高い化学物質によるリスクを少なくとも半減することを目標**としている。
- バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム（BRS）条約及び水俣条約の下では、化学物質・廃棄物と生物多様性のリンク及び当該条約によるGBFへの貢献の在り方についての報告書が作成されているほか、当該条約の締約国会議や化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）を採択した国際化学物質管理会合においても、GBFを含む**生物多様性と生態系サービスの保全への貢献に関する関連決議が採択**されている。
- 「生物多様性国家戦略2023-2030」では、**生物多様性への影響低減に向けた汚染削減と、化学物質・農薬のリスク評価に基づくリスク管理の強化を推進**している。

① GBF（ターゲット7）

- 2022年12月のCOP15で採択。「自然と共生する世界」のビジョンの下、2030年ミッションと23のターゲットを設定
- ターゲット7：2030年までにあらゆる汚染源からのリスクと悪影響を、生物多様性と生態系サービスに有害でない水準まで削減
- 農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクを少なくとも半減すること
- 過剰な栄養素の環境流出を少なくとも半減、プラスチック汚染の防止・削減・廃絶に向けた作業

② 化学物質・廃棄物関連条約

- BRS条約：GBF目標を考慮した実施を締約国に要求し、貢献の在り方の報告書作成を事務局に要請（2022.6／2023.5）
- 水俣条約：貢献の在り方報告書の作成を事務局へ要求。ターゲット7の指標への毒性の高い化学物質と水銀の統合をCBDに呼びかけ（2023.11 COP5）
- GFC：GBFの採択を歓迎し、GFCとGBFのリンクに関する報告書作成を要請（2023.9, ICCM5）

③ 生物多様性国家戦略2023-2030

- 行動目標1-3として、排出管理・環境容量を考慮した汚染の削減に資する施策の実施を明記
- 化学物質・農薬等のリスク評価と、評価結果を踏まえた適正利用等のリスク管理を継続・強化
- 具体的施策：鉛製銃弾による鳥類の鉛中毒防止（2030年度ゼロ）、環境リスク初期評価、化管法・PRTR制度の運用
- 内分泌かく乱作用（EXTEND2022）、水銀対策、水生生物保全の水質環境基準、サンゴ礁生態系保全対策 等

第21回化学物質と環境に関する政策対話（令和7年2月7日）

環境省

■ 様々な主体による意見交換と合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を設置。学識経験者、市民団体・NGO、労働団体、産業界、行政からなるメンバーにおいて、平成24年以降、現在までに24回を開催（1年に１～２回ペースで開催）。

■ 第21回政策対話は令和7年2月に開催。生物多様性と化学物質管理をテーマとし、各メンバーから提起された以下の課題・事例等について、国立環境研究所 五箇座長の下、活発な意見交換が行われた。



https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/siryou/21.html

化学物質による影響
- 身近な化学物質の生態系への影響
- 絶滅危惧種の減少要因としての化学物質
- 環境中での化学物質の状況
- 化学物質がもたらす影響の対象

研究開発・イノベーション
- 低リスク農薬の研究開発
- イノベーションを通じた生物多様性回復に貢献するグリーン・サステナブルケミストリーの推進

好事例の共有
- 2027年横浜国際園芸博覧会
- 取組事例の収集、分析、横展開

リスク評価・管理
- 化学物質のリスク評価・管理の重要性
- 化学物質による生態影響評価システムの高度化

普及啓発・パートナーシップ
- 普及啓発の必要性
- 教育や市民活動に関する考え方
- キャンペーンの実施
- 取組に関する国内外への発信

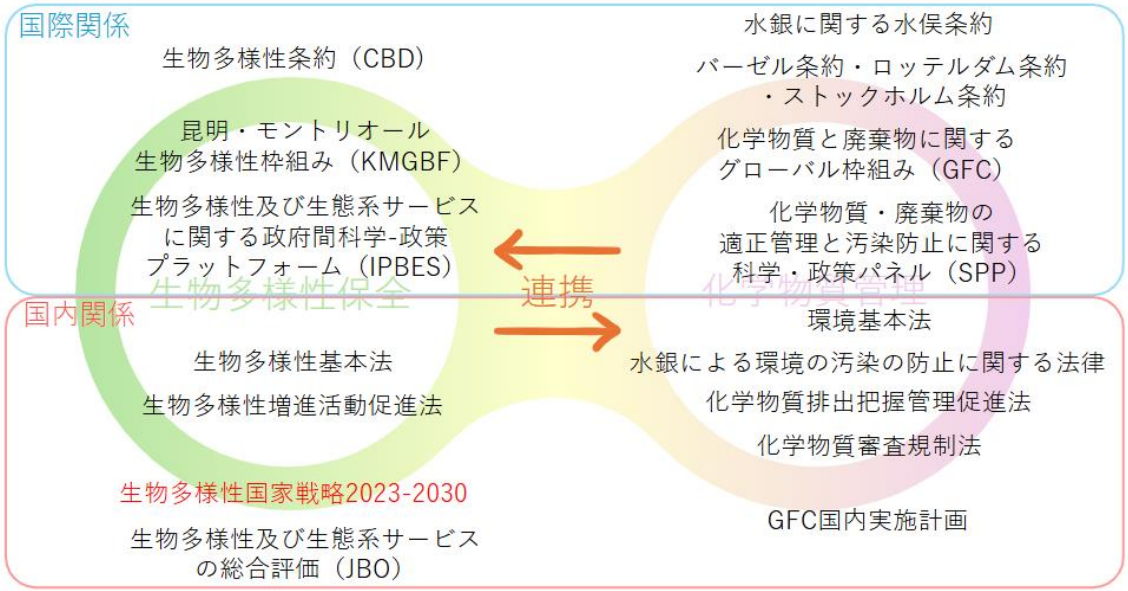
ESG・経済メカニズム
- 「ネーチャーポジティブ経済の実現」に係る競争力のある経済の実現
- TNFD
- 自然資本リスク管理に進む可能性
- 化学物質管理において経済的インセンティブを働かせるにはどうすべきか

その他
- PRTR制度の運用・データ活用によるネイチャーポジティブへの貢献
- 災害事故時の化学物質対策
- 化学物質管理の主流化を図るにはどのようなアプローチが必要予防的取り組みに関する考え方
- みどりの食料システム戦略との連携

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理に係る検討（R7年度～）

環境省

- これらの国内外の動向を踏まえ、GFC国内実施計画（令和７年４月）において、「ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施」することを明記。
- これを踏まえて、令和７年７月より、化学物質管理及び生物多様性の有識者で構成される検討会（請負・非公開）を立ち上げ。2030年ネイチャーポジティブ達成に貢献するための化学物質管理政策のあり方を調査・検討し、「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン」を策定した。



- ✓ 国内外動向の情報整理
- ✓ 課題・トピックの整理
- ✓ 対応オプションの整理

↓

化学物質管理による
ネイチャーポジティブ推進検討会

↓

「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン」の策定

【参考】GFC ターゲットE6	*2030*年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。
GFC国内実施計画におけるターゲットE6への対応	我が国政府においても、・・・気候変動対策、生物多様性保全といった他の主要な環境政策や保健政策、労働政策との間の相乗効果（シナジー）を生かした取組を検討していく。例えば、「生物多様性国家戦略 *2023-2030*」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会を組織し、ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施する。

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0（概要）

環境省

- 化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、令和７年９月に「化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会」を設置した。
- 国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、今後取り組むべきと考える６つの対応オプションを示した「アクションプラン Ver1.0（2026年３月 環境省）」を策定した。

◆６つの対応オプションとアクションプラン（2030年までの対応方針）◆

（１）調査・研究、モニタリングの実施・拡充

国の調査・研究プロジェクト等を活用した、生物および化学物質のモニタリング、影響やリスクの評価手法、評価指標、リスクコミュニケーション等に関する調査、研究を促進する。

（２）リスク評価手法の高度化

化学物質のライフサイクルの考慮、生物多様性・生態系へのリスク評価等、リスク評価手法の高度化についての検討を促進する。

（３）化学物質管理制度の点検・見直し

（１）、（２）の取組を踏まえつつ、既存の化学物質管理制度の見直し検討においてネイチャーポジティブの観点を考慮する。事業者による自主的取組を促進する制度・仕組みを強化する。

（４）関連主体による取組・連携強化

事業者による自主的取組や地域における取組を促進するとともに、優良事例を特定・展開する。また、地域における取組主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）間の連携の支援を、既存の制度・組織も活用しながら強化する。

（５）生物多様性影響評価指標の開発・実装

国際的な評価指標の開発に貢献しつつ、取組促進の効果、取組成果の評価への活用等を考慮した、生物多様性影響評価指標の開発を促進する。

（６）国際枠組み・国内計画へのインプット

取組成果を、国内計画、国際枠組みに適切なタイミングでインプットする。

ネイチャーポジティブ推進・地域課題解決に貢献する化学物質管理の推進

環境省

【令和９年度要求額 1,047百万円の内数（913百万円の内数）】

化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進により、地域課題を解決し、地域循環共生圏づくりに貢献します。

1. 事業目的

「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン（令和８年３月） 」に基づき、３つの危機のうちの生物多様性損失、化学物質汚染に統合的に対応し、自然資本の回復を通じた経済的価値の創出を図る。①地域参画の仕組みづくりや、②必要な制度的措置の整備、③環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化により、事業者の自主的取組や地域の多様な主体による連携の促進、優良事例の横展開に向けた支援等を行う。

2. 事業内容

（１）地域参画による化学物質管理のための仕組みづくり

地域参画の優良事例の特定やガイダンスの作成、主体間連携の強化（EPOの活用）等により、関係主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）の地域参画による取組が促進されるための仕組みづくりを行う。

（２）ネイチャーポジティブ推進のための制度的措置の検討・整備

外来生物の化学防除等、ネイチャーポジティブ推進に向けて必要な制度的措置について、既存制度の改訂も含め、検討・整備。

（３）環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化

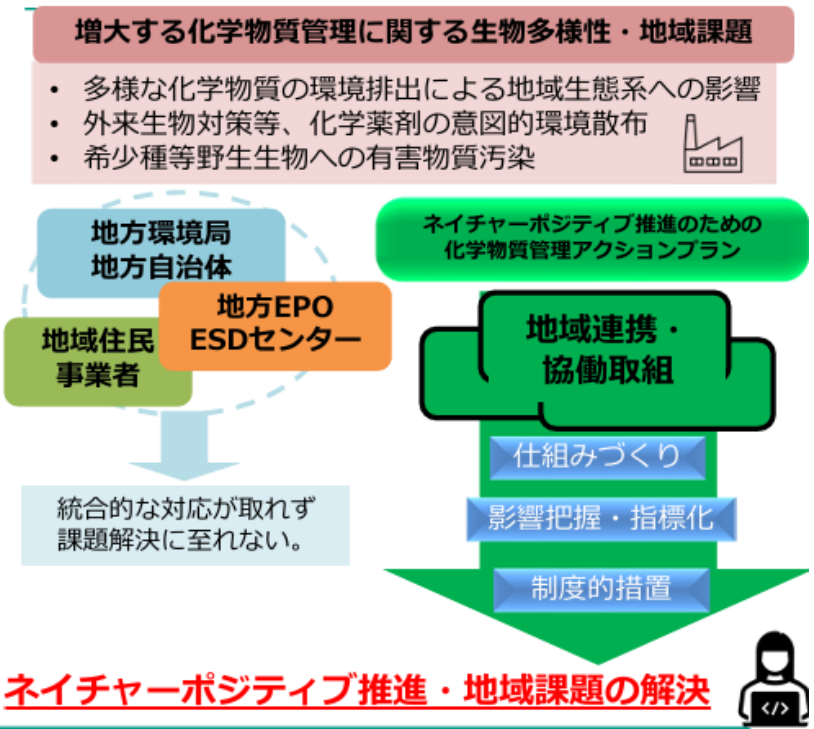
影響分析等手法の高度化や野生生物への影響把握及びそれらのデータ取得のための体制整備により、ネイチャーポジティブ推進に向けた状態指標として環境中の化学物質影響データを整備。

（４）アクションプラン実施に関する取組の国際発信

3. 事業スキーム

- ■事業形態　共同実施/請負事業
- ■請負先　地方公共団体/民間事業者・団体等
- ■実施期間　令和９年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先：　環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課　電話：03-5521-8259


環境省